**・本合意書は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、雛形内の記載も含めて「ＮＥＤＯ」という。）の雛形として提示するものです。**

**・合意する内容は、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(以下、「知財ガイドライン」という。)及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」、並びに、ＮＥＤＯが公募時に提示する知財マネジメント及びデータマネジメントについての各基本方針の内容・趣旨との齟齬が生じない範囲で、プロジェクト参加者間の合意に基づいて修正することが可能です。**

**・いずれにしましても「知財ガイドライン」の別紙「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」も参照しつつ、将来の事業化に向けた研究開発データの活用を念頭に、内容を検討頂き、別途合意いただく「知財合意書」の内容もふまえて、適宜修正してご利用ください。****（その際、このテキストボックスは削除。）**

○○プロジェクト／（研究開発テーマ名を記載）

「データの取り扱いについての合意書」

（目的）

第１条　本合意書は、「○○プロジェクト／（研究開発テーマ名を記載）」（以下「本プロジェクト」という。）の実施及びその成果の活用のために必要な研究開発データの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

（定義）

第２条　本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「プロジェクト参加者」とは、研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研究開発の一部の再委託先及び共同研究先をいい、具体的には、本プロジェクトを実施する○○○○、○○○○…（プロジェクト参加者を記載）をいう。

　二　「不実施機関」とは、大学や国立研究開発法人等のように自ら製品を製造せず、知的財産権を実用化・事業化しない機関をいう。

　三　「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

　四　「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（データ検討委員会）

第３条　本プロジェクトにおける研究開発データの取扱いを適切に行うため、データマネジメント機能を付与した委員会（以下、本合意書において「データ検討委員会」という。）を設置する。

　　（注：知財運営委員会等にデータマネジメント機能を付与する場合は、データ検討委員会の代わりに当該委員会名を記載）

２　データ検討委員会は、本プロジェクトにおける研究開発データの取扱いについて審議決定する。

３　データ検討委員会の審議内容、議決方法、構成員その他データ検討委員会の運営に関する事項は、別途定める運営規則によるものとする。

（秘密保持）

第４条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトに関して他のプロジェクト参加者（その研究開発従事者を含む。）から開示された技術上又は営業上の情報であって、かつ開示の際に秘密である旨の表示がなされた一切の情報、又は口頭で秘密である旨宣言されて開示され開示後○日以内に書面又は電子で秘密情報の内容及び秘密情報である旨が通知された一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプロジェクト参加者は、当該情報を本プロジェクトの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプロジェクト参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合及びＮＥＤＯへ報告する場合についてはこの限りでない。

　一　開示を受ける際、既に公知となっていたもの

　二　開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの

　三　開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの

　四　開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

　五　開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの

２　第１項にかかわらず、プロジェクト参加者は、以下の場合、本プロジェクトの実施に必要な範囲内で、事前に情報開示者の承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、プロジェクト参加者は秘密情報の開示を受ける者に対し、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

　一　法令の定めに基づき開示等する場合

　二　裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合

　三　プロジェクト参加者の役員および従業員で、本プロジェクトで研究開発する技術に関連する事業に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な最小限度の者に開示等する場合

　四　本プロジェクトを実施する上で、秘密情報を知る必要のある最小限度の弁護士・弁理士等の専門家に開示等する場合

３　プロジェクト参加者は、第２項第３号又は第４号の規定に基づき秘密情報を開示した者に対し、退任、退社した後も、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

４　プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、研究開発従事者でなくなった後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発従事者に遵守させなければならない。

５　前４項に定めるもののほか、本プロジェクトにおける秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置については、データ検討委員会において決定するものとする。

（本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認）

第５条　プロジェクト参加者は、データ検討委員会の承認を得ることなく、本プロジェクトの実施により取得又は収集された研究開発データをプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示（学会又は論文による開示を含む。）し又は漏洩してはならない。ただし、データ検討委員会においてプロジェクト参加者以外への提供が承認された自主管理データ（秘匿期間が設定されているものを除く）については、この限りではない。

２　前項の規定に基づき、研究開発データの開示に係る承認を得た場合、開示を行おうとする研究開発データに係る第４条第１項の規定は、データ検討委員会の承認が得られた範囲内においてのみ解約されたものとする。

（研究開発データの管理）

第６条　プロジェクト参加者は、自主管理データについて、データマネジメントプランを作成してＮＥＤＯ及びデータ検討委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に従い、データマネジメントプランを適宜修正してＮＥＤＯ及びデータ検討委員会に提出する。データ検討委員会の承認が得られた自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の第三者にも提供可能な自主管理データについては、広範な利活用を促進するよう努める。

２　研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、データ検討委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

（研究開発データの利用許諾）

第７条　プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ｂ」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ又は、参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Ｂは参加者Ａに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。

　　ただし、次の各号のいずれかについては、参加者Ｂは、利用許諾を拒否することができるものとする。

　一　参加者Ｂが参加者Ａに利用許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。）が予想されるもの

　二　参加者Ｂが不実施機関である場合において、参加者Ｂが参加者Ａに利用許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想されるもの

　三　参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、プロジェクト参加者以外の第三者と共有管理するもの

　四　参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、第三者への独占的な利用許諾がなされている（利用許諾の交渉中を含む。）又は約されているもの

　五　参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、研究開発データの取得者又は収集者に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれず、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないもの

　六　その他、前各号に準じる合理的な理由のあるもの

２　前項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、データ検討委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

３　プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように努める。

４　プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

（本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い）

第８条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意書により自己に課された義務を負うものとする。

（協議）

第９条　本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、データ検討委員会において審議し、決定するものとする。

（本合意書の改訂）

第１０条　データ検討委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行うことができる。

２　データ検討委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前にＮＥＤＯに届け出るものとする。

（有効期間及び残存条項）

第１１条　本合意書は、○年○月○日より発効し、本プロジェクトの終了後○年経過するまでは有効とする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とする。なお、本プロジェクトの終了日から起算して○年間経過した後は、本合意書にある「データ検討委員会における調整」を「当事者間の調整」、「データ検討委員会における承認」を「全当事者による承認」と読み替えるものとする。

（本合意書と他の契約書との関係）

第１２条　本合意書とプロジェクト参加者とＮＥＤＯとの間で締結された委託契約書との間に齟齬が生じた場合は、本合意書の規定にかかわらず、委託契約書で定めた規定を優先するものとする。

本合意書が有効であることの証として本書○○通を作成し、本プロジェクトの当事者であるプロジェクト参加者がそれぞれ署名（又は記名押印）の上、各１通を保有する。

○○○○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職）

（氏名）

（以下、プロジェクト参加者分を追記）